

地球環境局国際連携課国際地球温暖化対策室

1. 事業の必要性、概要

気候変動枠組条約・京都議定書の下での国際交渉等において、すべての国が参加する法的枠組みを遅くとも2015年に採択すべく議論を開始することが2011年末のCOP17で合意された。これを踏まえ、主要国の動向を踏まえつつそうした法的枠組みのあり方を明らかにする。また、2010年12月に採択されたカンクン合意に基づき、開発途上諸国での排出削減を着実に実施するための能力向上や体制の構築等に資する取組を行う。

2. 事業計画（業務内容）(1) COP16及びCOP17での合意を踏まえた国際交渉戦略検討事業①次期法的枠組み検討経費

カンクン合意の着実な実施のため、各国の排出削減対策効果についての国際的報告・検証制度等を検討するとともに、それらを踏まえた上で、包括的かつ中長期的な枠組みの発展のあり方や課題について検討を行う。

②次期枠組みの構築に向けた戦略的対話・検討経費

中国、インド等の主要国との間で政策事例や研究成果の共有を行い、国際的に我が国の立場、主張への理解を促し、主要国が参加可能な望ましい枠組みのあり方を探る。

(2) カンクン合意の早期実施事業①カンクン合意に基づく途上国支援事業

カンクン合意に基づいて削減対策や適応策の立案・実施能力向上を目的にアジア太平洋諸国を対象としたセミナーを開催し、各国の政策動向等に関する意見交換を行う。また、アジア・太平洋、アフリカの国においてモデル的な低炭素開発戦略の策定等のために必要な予備的調査、情報共有等を行う。

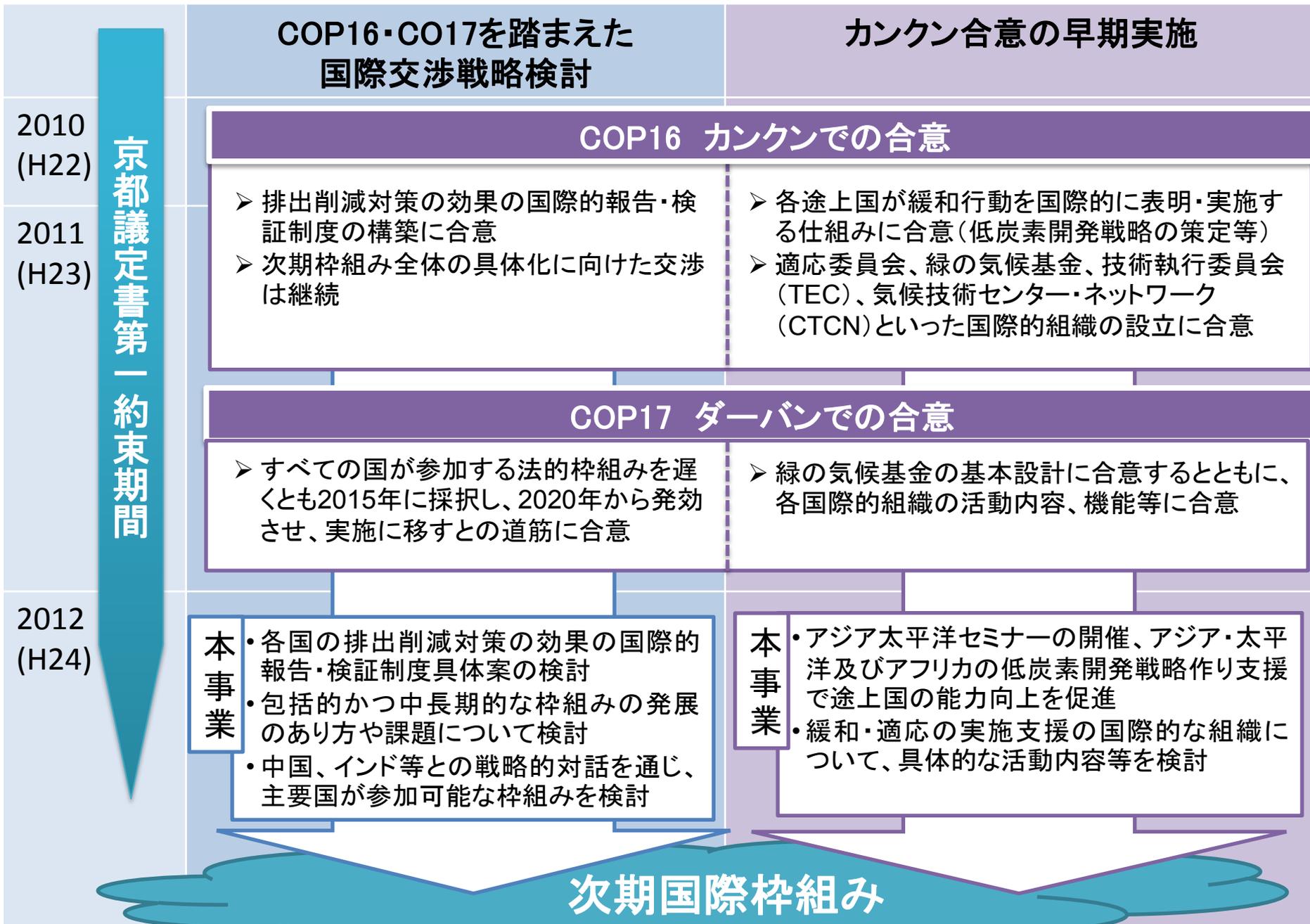
②緩和・適応の実施支援のために必要な国際組織検討準備事業

カンクン合意において設立が決定された緩和・適応の実施支援のための国際的な組織について、関係国際機関等と協力して、具体的な組織や活動内容の検討を行う。

3. 施策の効果

世界全体の温室効果ガス削減、次期枠組みの国際合意

国際交渉の見通しと次期国際枠組みづくり推進事業(H24)



京都議定書第一約束期間

次期国際枠組み